様式Ａ－２

不利益処分一覧表

（令和８年（　2026 年）1 月 29 日作成）

［所管：スポーツ振興課］

No..	法令名	根拠条項	処分名	基準
1	豊中市体育施設条例	5	使用制限	A
2	豊中市体育施設条例	６－１	使用承認の取消し等	A

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

処 分 名		使用制限
根拠法令及び条項		豊中市体育施設条例　第５条
所管部課（室）係名		都市活力部　スポーツ振興課
処分基準	関係条項	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号 （使用承認の取消し等）同条例　第６条第１項 （使用承認の取消）豊中市立体育館等管理運営要綱第８条、豊中市立屋外体育施設運営要綱第８条、豊中市立グリーンスポーツセンターバーベキュー場管理運営要綱　第４条
	基　準	（同条例第５条） 次の各号のいずれかに該当するときは，体育施設の使用を承認しない。ただし，第２号に該当する場合において，市長が必要と認めるときは，この限りでない。 （１）　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 （２）　興行又は営利を目的として使用するものと認めるとき。 （３）　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益になり，又はなるおそれがあると認めるとき。 （４）　管理上支障があると認めるとき。 （５）　その他市長が適当でないと認めるとき。
	参考事項	
備考		

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

処 分 名		使用承認の取消し等
根拠法令及び条項		豊中市体育施設条例　第６条第１項
所管部課（室）係名		都市活力部　スポーツ振興課
処分基準	関係条項	（使用制限）同条例第５条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号 （使用承認の取消）豊中市立体育館等管理運営要綱第８条、豊中市立屋外体育施設運営要綱第８条、豊中市立グリーンスポーツセンターバーベキュー場管理運営要綱　第４条
	基　準	（同条例第６条第１項） 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは，使用の条件を変更し，又は承認を取り消すことがある。 （１）　使用承認の条件に違反したとき。 （２）　この条例又はこの条例に基づく市規則に違反したとき。 （３）　暴力団の利益になり，又はなるおそれがある使用をするとき。 （４）　管理上支障があると認めるとき。
	参考事項	
備考		